

相楽東部広域連合教育委員会傍聴人規則

平成 21 年 4 月 1 日

教委規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、教育委員会会議傍聴申込書（別記様式）により、相楽東部広域連合教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申し込むものとする。

2 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の 30 分前から 10 分前までとし、以後の申込みは受け付けない。ただし、教育長が認めた場合は、この限りでない。

3 教育長は、会議場の都合によって、傍聴人の数を制限することができる。

4 前 3 項の規定にかかわらず、報道機関に所属するものであって教育委員会が認めた者は、会議を傍聴できるものとする。

(傍聴できない者)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(3) その他教育長において傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の行為の禁止)

第 4 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙を行うこと。

(5) 教育長の許可なく、写真機、録音機等の録画、録音を目的とする機器を持ち込み、使用すること。

(6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(違反に対する措置)

第 5 条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第 6 条 教育長が傍聴の禁止を宣言し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、この規則による改正後の相楽東部広域連合教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、改正前の相楽東部広域連合教育委員会傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。

別記様式（第2条関係）

教 育 委 員 会 会 議 傍 聴 申 込 書

住 所					
氏 名		年 齢		職 業	
傍聴しよう とする会議 及び年月日	第 回教育委員会会議（ 定例会 ・ 臨時会 ）				
	年 月 日				

私は、相楽東部広域連合教育委員会の会議を傍聴したいので申し込みます。

年 月 日

氏 名 ㊟

相楽東部広域連合教育委員会 教育長 様